第六十八条の三の三第一項中「（第一号」を「（以下この項」に改め、同項第二号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該事業年度終了の時において有する投資信託法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時において有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

第六十八条の三の三第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「前二項」に改め、「及び前三項」を削り、同項を同条第九項とする。

第六十八条の三の四第一項中「第五十五条」を「第五十五条から第五十五条の三まで」に改め、同条第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に「、第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第五十五条の二、第五十五条の三及び第五十七条の八の規定その他政令で定める規定を適用する。

4　恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった場合（その有することとなった日を含む事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなった日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項及び第七項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

第六十八条の四中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第五項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の九第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　増加試験研究費の額（当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が比較試験研究費の合計額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額の合計額が基準試験研究費の額を超える場合　当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の合計額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第六十八条の九第十一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改め、同条第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第六十八条の九の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合の同条第十五項の規定の適用については、同項中「第七項の」とあるのは「第七項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「又は第六項」とあるのは「又は第六項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第六項」とあるのは「同条第六項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第六十八条の十第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二項中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第五項中「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第十四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とする」に改め、同条第十五項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同条第十六項中「及び第十四項」を削る。

第六十八条の十一第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（次項」の下に「及び第七項」を加え、「同条第一項」を「同項」に、「。次項」を「。第七項」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第十三項から第十九項まで」に、「第五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第十二項の」に改め、「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第十二項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第二項又は第